

自主的避難等対象区域（いわき市）で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の平成29年以降の営業損害について、前件において東京電力の平成28年12月26日付プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みにより直近の年間逸失利益の3倍相当額が賠償されたものの、令和2年までの間、まつたけの出荷制限が継続されていることから、原発事故との相当因果関係を認め、前件及び前々件と同様の算定方法により令和2年分まで4年分の損害額を算定した上で、収穫量や販売価格の変動等を考慮し、原発事故の影響割合として8割を乗じ、かつ、上記既払金を控除した残額が賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人と申立人は、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 平成28年12月26日付被申立人プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」Ⅲ. に基づく営業損害

307万2000円

第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害に係る賠償金として金307万2000円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項1記載の損害について、金288万0000円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年7月30日

（仲介委員 松井 良憲）